

富士市移住就業支援補助金交付要綱取扱要領第 6 条 1 号オに規定する市長が別に定める関係人口創出事業として、下記のものを交付の対象となる関係事業創出事業として定める。

富士市長 小長井 義正

記

1 市長が別に定める関係人口創出事業

NO.	事業名	実施年度	所管課
1	富士青春市民ミーティング in Tokyo	令和 3 年度	総務部シティプロモーション課
2	空き家活用プランセミナー	令和 3 年度	総務部企画課
3	空き家リフォーム体験会	令和 4 年度から令和 6 年度	総務部シティプロモーション課
4	富士市マーケティング・PR 及び首都圏企業・ワーカー誘致事業	令和 4 年度から	産業交流部産業政策課
5	富士市副業・兼業プロジェクト	令和 5 年度から	産業交流部産業支援課
6	シェアオフィス等体験補助金	令和 5 年度から	産業交流部産業支援課
7	U J I ターン就職促進イベント	令和 5 年度	産業交流部商業労政課
8	移住交流体験イベント（農業交流体験等）	令和 5 年度から	総務部シティプロモーション課
9	魅力発見バスツアー	令和 5 年度から	総務部シティプロモーション課
10	大学生等によるワークシェアの社会実装支援	令和 5 年度から	総務部シティプロモーション課
11	地域政策課題調査研究事業	令和 6 年度	総務部企画課
12	大学等フィールドワーク創出	令和 6 年度から	総務部企画課
13	富士市出合い応援事業	令和 6 年度から	福祉部福祉総務課

14	若者ビジネスプラン作成チャレンジ支援	令和7年度から	総務部シティプロモーション課
15	人材アシスト U-30 合同企業説明会	令和7年度	産業交流部商業労政課
16	茅葺き古民家満喫プログラム～かまどでご飯と差し茅交流会～	令和7年度	富士山かぐや姫ミュージアム
17	秋のわくわく「移住まつり」※	令和7年度	総務部シティプロモーション課

※ 上記 NO. 17 の事業：「移住まつり」のチラシに掲載されたスタンプラリーのうち、1で定められた関係人口創出事業以外で10ポイントを獲得し、かつ、令和7年11月末までに移住就業支援補助金の関係人口要件として申請予定であることを市移住定住推進室の窓口にて報告し、確認を受けた場合に該当とする。

2 適用開始日

上記 NO. 1 及び NO. 2 の事業：令和3年6月10日

上記 NO. 3 及び NO. 4 の事業：令和4年4月1日

上記 NO. 5 から NO. 10 の事業：令和5年4月1日

上記 NO. 11 及び NO. 12 の事業：令和6年4月1日

上記 NO. 13 の事業：令和6年12月15日

上記 NO. 14 及び 15 の事業：令和7年4月1日

上記 NO. 16 及び NO. 17 の事業：令和7年9月1日